

「建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準」を策定しました。

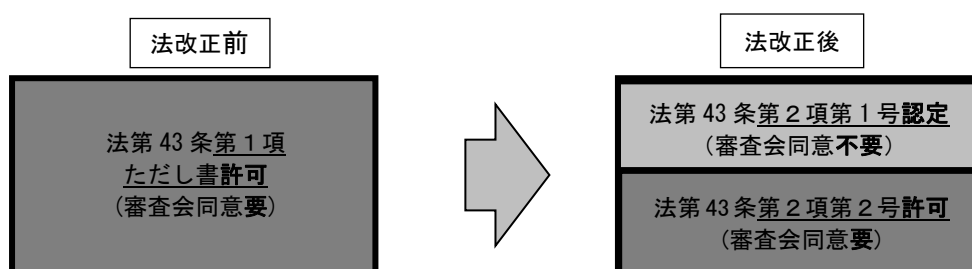
1 認定基準策定の趣旨

建築基準法（以下「法」といいます。）第43条では、建築物の敷地は法第42条に規定する道路に2m以上接しなければならない旨を定めていますが、市長が、建築審査会の同意を得て「許可」したものについては適用除外となっています。

平成30年6月27日付で建築基準法の一部を改正する法律が公布され、従来の「許可」対象の一部について建築審査会の同意が不要な「認定」に移行します。

今回、改正法の施行にあわせて、当該認定に関する認定基準を策定しました。

【図 法改正のイメージ】



2 認定基準の概要について

「法第43条第2項第2号の許可に関する建築審査会包括同意基準2」又は「同基準3-3」により「許可」していた建築物のうち、その敷地が法第43条第2項第1号に規定する幅員4m以上の国土交通省令で定める道に2m以上接し、かつ、利用者が少数であるとしてその用途及び規模に関して国土交通省令で定める基準に適合するものを「認定」の対象とするよう基準を策定しました。

3 施行日

平成30年9月25日（改正される建築基準法の施行日と同日）

4 お問合せ先

① 建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準の策定について

建築局建築企画課建築企画担当 TEL. 045-671-2933

② 建築基準法第43条第2項1号の規定による認定のご相談について

建築局市街地建築課 TEL. 045-671-4510